

新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進について

<提案・要望先> 農林水産省

<提案・要望内容>

農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育むなど、多面的機能を発揮しているところではありますが、一方で、農林漁業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大などの問題が深刻化しています。

こうした中、国は平成 25 年 12 月に、農林水産業を産業として強くしていく政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策を車の両輪とした「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し政策を展開するとしており、このプランで示された基本方向を踏まえ、平成 27 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」が見直され閣議決定されました。

若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を実現するためにも食料・農業・農村基本計画に関する施策を着実に推進することが重要であります。

つきましては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1 農地中間管理事業については、制度の定着と一層の推進を図るため、現行制度を安定的に継続するとともに、十分な予算措置を講じ、地方に新たな財政負担を生じさせないこと。

2 経営所得安定対策については、施策の検証を十分行うとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるようにすること。特に飼料用米等の戦略作物に係わる対策については、戦略作物等への転換を行った地域において定着が図られるよう、安定的・継続的な制度とすること。

さらに、生産数量目標が配分されなくなる平成 30 年度以降は、地域において生産者等による主体的な生産数量の決定が求められることとなるが、これを実効性のあるものとするため、全国的な需給バランスの確保について、国において引き続き配慮すること。

また、米価は一定程度回復したものの、引き続き低い水準である現状を踏まえ、農業者が経営継続できるよう支援するとともに、今後の米価下落においても米の再

生産が可能となるような制度を構築すること。併せて、米の需給改善のため、米の消費拡大について効果的な対策を講ずること。

- 3 農業農村整備事業については、食料の安定供給と農業の持続的発展のため欠かすことのできない事業であり、計画的に事業を推進していくため、平成 29 年度の事業実施に必要な予算を確保すること。